

第19回

読谷村農業委員会会議録

第19回 読谷村農業委員会総会 議事録

開催年月日		令和4年3月28日（水）			
開催時刻		14時00分 開会 15時30分 閉会			
開催場所		読谷村役場 3階大会議室			
農業委員の出欠状況		出席者9名 欠席者1名			
議席 番号	氏名	摘 要	議席 番号	氏名	摘 要
1番	伊波 正景	出	6番	知花 勝也	出
2番	屋宜 清	出	7番	知花 竜	出
3番	上地 和豊	出	8番	知花 毅	出
4番	與久田 一徳	出	9番	真栄田 武	出
5番	比嘉 健二	欠	10番	比嘉 幸男	出
農地利用最適化推進委員の出欠状況 出席者8名 欠席者0名					
氏名		摘 要	氏名		摘 要
知花 勝		出	仲村渠 英正		出
津波 宏		出	比嘉 豊彦		出
上地 邦彦		出	棚原 靖		出
比嘉 光雄		出	江田 守恭		出
議事録署名委員		1番 伊波 正景 2番 屋宜 清			
事務局職員	局長 新垣 功 書記 山内 達也				

議事日程

日程1	会長諸般の報告
日程2	会議録署名委員の指名について
日程3	会期の決定について
日程4	報告第3号 農地転用許可指令の接受について
日程5	議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程6	議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程7	議案第12号 農地転用事業計画変更承認申請について
日程8	議案第13号 非農地証明願いについて
日程9	議案第14号 農用地利用集積計画（案）に係る意見決定について
日程10	議案第15号 農地法に基づく農地転用の適正な事務マニュアル(改正)について

日程 1 1 議案第 1 6 号 令和 3 年度 読谷村農業施策等に関する意見書(案)に
ついて

日程 1 2 承認第 1 号 事務局職員の任務を解くことの承認について

日程 1 3 承認第 2 号 事務局職員の任命の承認について

事務局

ただいまから令和4年度第19回の読谷村農業委員会総会を開催していきます。本日の出席状況について御報告いたします。議席5番の比嘉健二委員のほうから欠席の連絡を受けております。農業委員会等に関する法律第27条第3項及び読谷村農業委員会会議規則第11条に規定される、会議の成立要件である過半数の出席が認められましたので、本総会が成立していることを御報告申し上げます。

議事進行については、比嘉会長にお願いいたします。

議長

委員の皆さん、こんにちは。これより第19回読谷村農業委員会総会を始めたいと思います。

— 日程1. 会長諸般の報告 —

— 日程2. 会議録署名委員の指名について —

— 日程3. 会期の決定について —

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、会期は本日1日限りに決定しました。

それから新型コロナの関係で感染拡大防止に向けて、可能な限り時間を短縮して進行したいと思っておりますので、発言の前には自分の名前を述べてから議案の内容に関連性のない発言は御遠慮いただいて、簡潔明瞭にお願いしたいと思います。

それでは進行します。

まず日程4の報告第3号 農地転用許可指令の接受について、事務局より報告をお願いします。

事務局

議案書2ページをお開きください。

報告第3号 農地転用許可指令の接受について。

議長

ただいま事務局より報告がありましたけれども、これは報告ですので、質疑がなければ進行してよろしいでしょうか。

(「進行」の声あり)

議長

進行したいと思います。

次の日程5の議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について議題とします。事務局より提案理由の説明をお願いします。

事務局	議案書 4 ページをお開きください。 議案第10号 農地法第 3 条の規定による許可申請について。
議長	ただいま議案第10号の農地法第 3 条の規定による許可申請についての提案理由の説明がございました。この議案の審議につきましては、事務局のほうから写真を掲載しておりますので、本日の現地調査は省略し、質疑、採決を行ってまいります。 これより審議に入ります。受付番号 1 番について、比嘉豊彦推進委員のほうからお願いしたいと思います。
比嘉推進委員	比嘉豊彦です。受付番号 1 番は現地確認をしまして、申請者が耕作をする農地は適正に管理、耕作されていて問題ないと思います。
議長	現地を確認した比嘉豊彦委員のほうからは許可相当の御意見であります。これに関してほかの委員からの御意見等がありましたら、お願いしたいと思います。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしの声がありますので、進行します。 質疑を終結し、これより採決を行います。受付番号 1 番は許可相当で決定することに御異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認め、受付番号 1 番は許可相当で決定しました。 次の審議に入ります。受付番号 2 番について、楚辺地区は上地委推進員どうぞ。
上地推進委員	上地です。地図の 2 番を見てください。これは楚辺の酪農施設内です。酪農施設内だけど、酪農を設定されている農振地域内ですけれども、これは非常に面積が減って60坪ぐらいしかないんです。小さい写真の枠を見たらかなり草木がもうもうと茂って、こっちで畑ができるかなというぐらいの土地で、なおかつ、牛小屋のところの道、御菓子御殿のところは道があるが、野菜を作りたいということ

	で、本人も熱意があるので許可相当でよろしくをお願いします。事務局にちょっと伺いたい、これは公図上、道がないんだけど、この道を承認できるかどうか、そういう法律もありますか。今使っている道があっちこっちの農地に引っかかって、今後使用できるかどうか、できたらその辺の説明のほうもよろしくお願いします。公図上に道はないが、現場では小さい道路があり生活道みたいに使っている。
事務局	事務局から説明なんですけれども、御菓子御殿の工場裏の途中までは里道が走っていて、現況道路という形で当該地までは行けるような形になっていまして、ただ通れるから、そこで畑をするということに関しては、特に止めるというふうなことはないです。最悪ここに通れないとなっても、土地としては囲繞地通行権と言って、土地には絶対この土地までは通れるようにというのは法律で定められているので、そういった形で権利設定するというのは可能な話なので、道路として使うという分に関しては特に問題はないです。
上地推進委員	この辺の土地、地主がこっちは私の土地だから通さないということにはならない。
事務局	なったとしても囲繞地通行権があるので、裁判所等に訴える必要があるが、これが認められないというようなことは起きない可能性が高いです。
委員（８番）	あくまで囲繞地通行権は車両が通行するための広さではなくて、人が歩くための広さしか認められませんから、特段狭隘であっても特に問題はないと思います。
上地推進委員	現在は生活道路みたいのところなんですけれども。
委員（８番）	私有地を通っている。
上地推進委員	実際にはそうなるかもしれませんが。許可相当をお願いします。
議長	今２番の件に関しては現地を確認した上地推進委員のほうからは

許可相当の御意見ですけれども、ほかの委員からの御意見はないでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしの声ですので、進行します。

質疑を終結して、これより採決を行います。受付番号2番は許可相当で決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号2番は許可相当で決定しました。

次の審議に移ります。受付番号3番と4番は関連しておりますので一括して審議を行います。まず現地を確認した高志保地区の御意見をお願いしたいと思います。

知花推進委員

3番に関しては地図上、地図3のほうを御覧いただきたいのですが、淵茶原で枝番1と2になっています。これは親の土地です。土地改良の中で複数の土地が換地するときにそういうふうな形でのやられ方をしているものですから、時々こういう換地で起きた農用地が枝番1、2に分かれています。親の土地だったものを5の貸し手、譲り手、Aの土地があります。親の土地を利用しようとしたら未相続の状態があって、相続人4名全員でAに貸すというのが3番のことです。4番のことは、この土地に関してはBさんの土地ですが、波平渡慶次線、この道路沿いに沿った西部土地改良組合でできたきれいな圃場です。ここもAさんの親戚にあたる土地で、これから農業を拡大しようとするということで、同時に親戚の土地と本人たちの土地を今回3条の申請として出しています。以上です。

議長

委員としては許可相当の御意見でよろしいですか。

知花推進委員

はい、もちろんです。

議長

今知花推進委員のほうからは許可相当の御意見であります。ほかの委員からの御意見等ありましたらお願いしたいと思います。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしの声ですので、進行します。

質疑を終結して、これより採決を行います。受付番号3番は許可相当で決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号3番は許可相当で決定しました。

続いて、受付番号4番も許可相当で決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号4番は許可相当で決定しました。

次の審議に入ります。受付番号5番については、幹旋した仲村渠推進委員の御意見をお願いしたいと思います。

仲村渠推進委員

仲村渠です。譲受人のCさんが瀬名波出身で、私のほうが担当いたしました。この方は会社員ではあるが、長浜でも2筆、賃貸借でサトウキビを作っている。両方とも耕作して、4ページの写真なんです。サトウキビを植えた状態でありますので、許可相当でいいかと思います。

議長

仲村渠推進委員のほうからはサトウキビのほうを順調にやっているということで、許可相当の御意見であります。ほかの委員からの御意見等がありましたらお願いしたいと思います。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしの声ですので、進行したいと思います。

質疑を終結して、これより採決を行います。受付番号5番は許可相当で決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号5番は許可相当で決定しました。

次に日程6の議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より提案理由の説明をお願いします。

事務局

議案提案前に一つ確認しておきます。農業委員会等に関する法律の第31条のほうで議事参与の制限というのがあります。その中では農業委員会の委員は自己または同居の親族、もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないということであり、この規定はあくまでも農業委員会の委員の方に該当するということで、推進委員の場合はそれには該当しないということでもあります。推進委員の津波さんのほうのお名前が出てくるのですが、そのまま議案提案のほうをいたします。

議案書26ページをお開きください。

議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請について。

議長

ただいま議案第11号の農地法第5条の規定による許可申請についての提案理由の説明がございました。この議案の審議につきましても航空写真を掲載しておりますので、本日の現地調査は省略して、質疑、採決を行ってまいります。

これより審議に入ります。受付番号1番と2番は関連しておりますので一括して審議を行います。現地を確認した長浜地区の與久田委員、どうぞ。

委員（4番）

4番、與久田です。2ページの地図をごらんください。この土地は2筆あるが、周辺が家に囲まれていて、農地として不向きで、青い線で囲われたところは以前、家があった、この畑に行くまでこの家のそばを通らないと行けないということで、不便な土地でありました。よって、駐車場として転用することに問題はないと思いますし、許可基準もクリアしているので、許可相当をお願いします。

議長

ただいま與久田委員のほうからは許可基準適合表も何の問題なくクリアしておりますので、許可相当の御意見であります。ほかの委員からの御意見等がありましたらお願いしたいと思います。

(「異議なし」の声あり)

議長

質疑なしの声ですので、進行します。

質疑を終結して、これより採決を行います。受付番号1番は許可相当で進達することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号1番は許可相当で進達することに決定しました。

続いて、受付番号2番も許可相当で決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号2番は許可相当で決定しました。

次の審議に入ります。受付番号3番について、現地を確認した長浜地区、與久田委員。

委員(4番)

4番の與久田です。地図の6番をごらんください。長浜の風長次原、ここは通称アカムヤーというところです。この土地周辺、住宅地で道にも面しているので、建築計画もされている。問題はないと思います。許可基準もクリアしていますので、許可相当でお願いします。

議長

3番についても與久田委員のほうからは許可相当の御意見であります。ほかの委員からの御意見等がありましたら、お願いしたいと思います。

(「異議なし」の声あり)

議長

質疑なしの声ですので、進行します。

質疑を終結して、これより採決を行います。受付番号3番は許可相当で進達することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしと認め、受付番号3番は許可相当で進達することに決定しました。

次の審議に入ります。受付番号4番から7番は読谷西部非農地地区設定区域の申請ですので、一括して審議を行います。まず、現地を確認した委員の御意見からお願いをしたいと思います。はい、知花委員。

知花推進委員

事実確認の意見書7ページに、今議長が話された意見が出されています。住宅地域として西部地区の整備されたところですので、この4件とも別段問題ありません。そして許可基準適合表、この中でも全てクリアをしております。以上です。

議長

知花委員からは許可相当の御意見であります。ほかの委員からの御意見等がありましたらお願いしたいと思います。

（「異議なし」の声あり）

議長

質疑なしの声ですので、進行します。

質疑を終結して、これより採決を行います。受付番号4番は許可相当で進達することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

続いて、受付番号5番も許可相当で決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしと認め、受付番号5番は許可相当で決定しました。

続いて、受付番号6番に関しても許可相当で決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしと認め、受付番号6番は許可相当で決定しました。
続いて、受付番号7番も許可相当で決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号7番は許可相当で決定しました。
ここで一旦休憩をとりたいと思います。

— 休憩 —

議長

審議を再開したいと思います。
次の審議に入ります。受付番号8番について、現地を確認した宇座地区は知花委員。

委員(8番)

ここは事務局と見てまいりました。既に道路沿いには住宅も建っていて、その後ろ側の土地だが、周りも全部住宅地として利用されていて、特段問題はないというふうに考えています。以上です。

議長

ただいま知花委員のほうからは委員で現地を確認したところ、許可相当の御意見であります。これに関してほかの委員からの御意見等がありましたらお願いしたいと思います。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしですので、進行します。
質疑を終結して、これより採決を行います。受付番号8番は許可相当で進達することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号8番は許可相当で決定しました。
次の審議に入ります。受付番号9番と10番は関連しておりますので、一括して審議を行います。
まず、現地を確認した喜名地区ですので、真栄田委員のほうから

	お願いしたいと思います。
委員（９番）	９番、真栄田です。現地を確認したところ特段問題はありませんが、適合表がクリアしておりませんので、９番、10番とも不許可でお願いします。
議長	ただいま真栄田委員のほうからは許可基準適合表がクリアされてなくて、都市計画との調整がまだ不十分ですので、不許可相当の御意見であります。ほかの委員もこれでよろしいでしょうか。 （「異議なし」の声あり）
議長	質疑を終結して、これより採決を行います。受付番号９番は不許可相当で進達することに御異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認め、受付番号９番は不許可相当で進達することに決定しました。 続いて、受付番号10番も不許可相当で決定することに御異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり）
議長	10番も不許可相当で決定しました。 次に受付番号11番について、波平地区、現地を確認した比嘉推進委員、どうぞ。
比嘉推進委員	豊彦です。受付番号11番は現場確認をしましたが、県道に面し周辺は住宅や整備工場などがあり、500平米を超えているのですが、許可基準適合表もクリアしているので、許可相当でお願いします。
議長	比嘉推進委員のほうからは許可相当の御意見であります。ほかの委員からの御意見がありましたらお願いします。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしですので、進行したいと思います。
質疑を終結して、これより採決を行います。受付番号11番は許可相当で進達することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号11番は許可相当で決定しました。
次の審議に移ります。受付番号12番について、現地を確認した伊波委員。

委員（1番）

1番、伊波です。3月14日に事務局と現地調査をしました。写真の11番をごらんください。申請地は用途地域であり、周囲は住宅や軍用地として利用されています。許可基準適合表をクリアすれば問題ないが、ちょっとバツが4つ付いて、まだ書類が未提出なもので不許可でお願いします。

議長

ただいま伊波委員のほうからは許可基準適合表がクリアされておりませんので、不許可相当の御意見であります。ほかの委員から何かありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしですので、進行します。
質疑を終結して、これより採決を行います。受付番号12番は不許可相当で進達することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号12番は不許可相当で決定しました。
次に日程7の議案第12号 農地転用事業計画変更承認申請についてを議題とします。事務局より提案理由の説明をお願いします。

事務局

議案書29ページをお開きください。
議案第12号 農地転用事業計画変更承認申請について。

議長

ただいま議案第12号の農地転用事業計画変更承認申請についての提案理由の説明がございました。この議案につきましては、先ほど許可相当で進達することを決定した議案第11号 農地法第5条の受付番号8番と関連しておりますので、本案件についても許可相当で進達することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号1番は許可相当で進達することに決定しました。

次に日程8の議案第13号 非農地証明願いについてを議題とします。事務局より提案理由の説明をお願いします。

事務局

議案書30ページをお開きください。
議案第13号 非農地証明願いについて。

議長

ただいま議案第13号の非農地証明願いについての提案理由の説明がございました。この議案の審議につきましては、航空写真を掲載しておりますので、本日の現地調査を省略して、質疑、採決を行ってまいります。

これより審議に入ります。受付番号1番について、現地を確認した波平、知花委員、はい、どうぞ。

委員（7番）

7番、知花です。写真の12ページをお願いします。こちらのほうが県道に面する用途地域内で長年耕作されておらず、高木が茂っているので、耕作することは難しいと思うので、非農地で証明相当でお願いします。

議長

知花委員のほうからは証明相当の御意見であります。ほかの委員からの御意見、御質疑等がありましたらお願いします。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしですので、進行します。

質疑を終結して、これより採決に入ります。受付番号1番については、御意見のとおり証明相当で決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号1番は証明相当と決定しました。

次の審議に移ります。受付番号2番について、現地を確認した波平ですので、知花委員。

委員(7番)

7番、知花です。こちらの写真は12ページで書いてあるとおり、こちらにも長年耕作されておらず、手前のほうが沈砂池になっていて、重機などを入れることが難しく耕作は難しいと思うので、こちらにも非農地で証明相当をお願いします。

議長

2番についても知花委員のほうからは証明相当の御意見であります。ほかの委員からの御意見がありましたら、どうぞ。

(「異議なし」の声あり)

議長

進行の声ですので、質疑を終結して、これより採決を行います。受付番号2番については御意見のとおり証明相当で決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号2番は証明相当と決定しました。

次に受付番号3番について、これも波平ですが、知花委員。

委員(7番)

7番、知花です。こちらは航空写真13ページです。こちらは長年耕作されておらず、進入路もないことから耕作することは難しいと思いますので、こちらのほうも非農地で証明相当をお願いします。

議長

3番についても証明相当の御意見であります。この件に関して、

ほかの委員からの御質疑ありましたら。なければ進行してよろしいですか。

(「はい」の声あり)

議長

質疑を終結して、これより採決を行います。受付番号3番については、御意見のとおり証明相当で決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号3番は証明相当で決定しました。
次の審議に入ります。受付番号4番は波平地区ですから、現地を確認した知花委員、はい、どうぞ。

委員(8番)

航空写真の14番を参照にさせていただきたいと思います。ここも県道に面してはいるんですが、ほとんど雑草が茂って、原野化しているような土地であります。特に非農地証明については問題ないというふうに考えております。以上です。

議長

知花委員のほうは証明相当の御意見であります。ほかの委員からの御意見等がありましたらお願いします。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしの声ですので、進行します。
質疑を終結して、これより採決を行います。受付番号4番については、御意見のとおり証明相当で決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号4番は証明相当で決定しました。
次に受付番号5番について、現地を確認した瀬名波地区、知花委員、はい、どうぞ。

委員（８番）	同じく航空写真の14番、これはまつしまクリニックの奥のほうにある土地で進入路もなく、長年耕作がされていないというふうな状況であります。ほとんどここも原野化した土地でありました。証明については証明相当というふうな判断をいたしております。以上です。
議長	受付番号５番についても非農地化されて耕作されていないということで証明相当の御意見であります、ほかの委員からは何かありませんか。 （「異議なし」の声あり）
議長	進行の声ですので、質疑を終結して、これより採決を行います。受付番号５番については、御意見のとおり証明相当で決定することに御異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認め、受付番号５番は証明相当と決定しました。 非農地証明願いに関する現地調査確認書の記載については事務局に一任することによろしいでしょうか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認め、非農地証明願いに関する現地調査確認書の記載については事務局に一任することに決定しました。 次に日程９の議案第14号 農用地利用集積計画（案）に係る意見決定についてを議題とします。事務局より提案理由の説明をお願いします。
事務局	議案第14号、こちらに入る前に先ほどの５条申請でもありましたけれども、農業委員会等に関する法律第31条で議事参与の制限というところで、こちらは農業委員会の委員が関与する場合は、この議事に参与することができないということでもありますので、議席３番の上地和豊委員と議席６番、知花勝也委員のほうは御退席をお願い

	いたします。
	－議席３番 上地和豊委員、議席６番 知花勝也委員 退席－
事務局	議案書36ページをお開きください。 議案第14号 農用地利用集積計画（案）に係る意見決定について。
議長	ただいま議案第14号の農用地利用集積計画（案）に係る意見決定についての提案理由の説明がございました。本議案は農業経営基盤強化促進法第18条第１項の規定に基づき、農業委員会の意見が求められております。 これより質疑を行います。発言の際は自分の名前を述べた後に御意見をお願いしたいと思います。質疑のある方はどうぞ。はい、真栄田委員。
委員（９番）	真栄田です。この土地は私が草刈った土地でいいんですか。
事務局	１番の和豊委員から勝也委員に設定のやつは、その場所です。儀間の村道沿いですね。
委員（９番）	和豊委員から自分の仕事がうまくいかなくて、道のそばでモウになるかぐらい伸ばしていたので、見かねて皆さんと一緒にやろうかと言った畑なんですけれども、同じ仲間がやってくれるので、大変いいかなと思っております。
議長	ほかの委員から御意見等がありましたら。
委員（９番）	継続的な使用ですから、異議ないと思います。
議長	進行してよろしいですか。
	（「はい」の声あり）
議長	質疑を終結して、これより採決を行います。ただいま議題となっ

ております議案第14号 農用地利用集積計画（案）に係る意見決定については原案どおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしと認め、議案第14号は原案どおり決定されました。

審議を終了しましたので、議席3番の上地委員と議席6番の知花委員の議事参与を許し、入室を許可します。

－議席3番 上地和豊委員、議席6番 知花勝也委員 入室－

議長

次に日程10の議案第15号 農地法に基づく農地転用の適正な事務マニュアル（改正）についてを議題とします。事務局より提案理由の説明をお願いします。

事務局

議案書40ページをお開きください。

議案第15号 農地法に基づく農地転用の適正な事務マニュアル（改正）について。

議長

ただいま議案第15号の農地法に基づく農地転用の適正な事務マニュアル（改正）についての提案理由の説明がございました。これより質疑を行いたいと思います。質疑のある委員の方は御意見を述べていただきたいと思います。

委員（8番）

今沖縄県では市街化調整区域と市街化区域が設定されているのは、恐らく7広域の都市計画区域だけだと思うんですけども、コザ広域都市計画区は地域区分としては、それは導入されていないですよ。なぜ、そういうことを聞くかと言いますと、通常、市街化区域の場合は届出だけでいいですよ。だからそういうふうに転用申請を出す必要はないんですけども、読谷はコザ広域の中で地域区分として市街化区域等の指定はされていないという理解の仕方でもいいですよ。

事務局

そうです。非線引きです。

委員（８番）	確認だけです。
議長	ほかに何かありませんか。はい、知花推進委員。
知花推進委員	知花 勝です。まず説明の現状の２行目、数多く見られると。向こう四、五年ぐらいでどのぐらいの件数が見られているのか、読谷村の現状をお聞きしたい。２つ目、対応の中で平成21年以前と平成22年以降ということで、ここの年度で区切っているんだけど、その区切った理由を聞かせていただきたい。
事務局	１件目ですね、数多く見られるというのが、ちょっと私たちも実数を把握しているというわけではないんですけども、どうしても今実数を把握し切れていないところがあって、ただ申請の段階とか、そういった事前調整の場でとても多い、それなりの数がちょっとあるものなので、すみません、実数としてはここは把握はしていません。
知花推進委員	過去の四、五年ぐらいでも分からない。
事務局	ここは実数としてはどうしても押さえていないところにあります。ちょっと感覚的なところにはなっていきます。
知花推進委員	これはマニュアルを作成した人たちの全ての市町村を共通にした表現ですか。
事務局	基本的にこれは全国的にも以前から問題になっているようなところなので、私たちとしても実際そういった場面が多いので、これをマニュアル化していこうという形で今回上げさせてもらっています。 年度というのが大幅な農地法改正があったところが、平成21年が基準そうさせていただいておりまして、こちらが利用状況報告というのは、平成21年以前もあったんですけども、この平成21年から進捗状況報告であったりとか、完了報告というのも新しく追加して、農地転用が出された場合に適正な転用が行われているかというのも確認していく作業を増やしましょうね、ということで大幅な法

改正のあった平成21年を基準とさせてもらっています。

議長

今の回答を含めて、よろしいですか。

知花推進委員

いいですよ。何で年度を区切ったかということ。

議長

次、知花委員。

委員（8番）

逆に、今皆さんの農地転用等の許可を出して、向こうから完了報告がなければ、それを基に実際規制が残り続ける土地がまだあるということの集計ができるように思うのですが、考え方によっては。あえて完了報告を削除したというのは、関連的に。私はそれをする
と余計に追跡調査は難しいと思うんだけど、いかがですか。

事務局

これの中ではなくしていくという表現になっているんですけども、平成22年以降に関しては、これは作業としてはやっていきます。ただ、平成21年以前で転用がなされていて、転用がされている土地に関してはそのままこの報告をしないで、現況証明を発行していく。要は畑から違う地目に変更する資料を出していきますよという形になります。この平成21年以前で転用されている、利用状況でいけば駐車場であったりとか、そういったことで申請が出されて、もう使われている、なのに利用状況が出されていないと、まず転用許可を受けてから3か月後に1回目の報告、その半年後にもう一度報告をしないと現況証明ができない。実際駐車場として使われているのに、半年間は畑としてしか見られないというのが、ちょっとおかしいのではないのかなということで、この利用状況に関しては省いて、すぐ現況証明を出してしまって、畑以外の地目に変更してくださいという形で作業をしていきたいということで、この対応としての表を作らせていただいています。

議長

ほかに御質疑、御意見等はないでしょうか。なければ進行してよろしいですか。

（「はい」の声あり）

議長	質疑を終結して、採決を行いたいと思います。ただいま議題となっております議案第15号の農地法に基づく農地転用の適正な事務マニュアル（改正）については、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認め、議案第15号は原案のとおり決定されました。 続いて、日程11、議案第16号の令和3年度 読谷村農業施策等に関する意見書（案）についてを議題とします。事務局より提案理由の説明をお願いします。
事務局	議案書42ページをお開きください。 議案第16号 令和3年度 読谷村農業施策等に関する意見書（案）について。
議長	ただいま議案第16号の令和3年度 読谷村農業施策等に関する意見書（案）についての提案理由の説明がございました。これより質疑を行いたいと思います。この意見書に関して、委員のほうから御質問等、意見がありましたらお願いしたいと思います。はい、真栄田委員、どうぞ。
委員（9番）	9番、真栄田です。3条資格を私ども20アールに下げたんですけれども、その20アールに下げて以後、新規就農参入というか、何名ぐらい出ていますか。20アールに下げてから、新規就農を促進するために下げたんだから、その辺、下げたかいがあったかなという部分、数字を持っていなければ、今後また。
事務局	今はちょっとすみません、手元にはすぐにはないので。
議長	休憩します。 — 休憩 —
議長	審議を再開したいと思います。

まず質疑を終結して、採決を行いたいと思います。ただいま議題となっております議案第16号の読谷村農業施策等に関する意見書（案）については、先ほどの意見を反映して、一部修正し、継続審議することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしと認め、継続審議することに決定しました。

続いて、日程12の承認第1号 事務局職員の任務を解くことの承認についてを議題とします。事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

事務局

議案書44ページをお開きください。

承認第1号 事務局職員の任務を解くことの承認について。

議長

ただいま承認第1号の事務局職員の任務を解くことの承認についての提案理由の説明がございました。冒頭、局長から話があったように現係長が今日は出席していませんので、そのまま進行しますけれども、では質疑を終結して、採決を行いたいと思います。ただいま議題となっております承認第1号は事務局職員の任務を解くことの承認については、承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしと認め、承認第1号は承認されました。

続いて日程13 承認第2号の事務局職員の任命の承認についてを議題とします。事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

事務局

議案書45ページをお開きください。

承認第2号 事務局職員の任命の承認について。

議長

ただいま事務局のほうから承認第2号の事務局職員の任命の承認についての提案理由の説明がございました。これより審議に入りたいと思います。この件について委員のほうから御意見がありましたらお願いしたいと思います。なければ進行してよろしいですか。

(「はい」の声あり)

議長

承認第2号の事務局職員の任命の承認については、異議なしと認め、承認第2号は承認されました。

これで日程1から日程13まで全て終了しました。議事整理については、会長に一任することよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

議長

異議なしと認め、議決事項における議事整理については、会長に一任されました。

第19回総会が無事終わりましたので、委員の皆さんに御礼を申し上げます。その後の議題については事務局のほうからお願いいたします。